

食品衛生基準科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について

消費者庁 食品衛生基準審査課長・食品表示課長決定

科学研究の円滑な実施に当たっては、研究対象者等の尊厳や人権等を守るために、各府省が定める研究倫理に関する指針等の遵守を求めているところである。

このことから、消費者庁では食品衛生基準科学研究の実施に当たり、「食品衛生基準科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（令和7年2月7日付け消安全第15号消費者庁食品衛生基準審査課長・食品表示課長決定）を定め、当該研究に関わる研究者の利益相反について、その透明性を確保して適切に管理するように求めているところである。

同指針では、研究代表者に対し、毎年度の成果報告にあわせて、倫理規定の遵守及び利益相反の管理の状況を報告するよう求めている。このたび、下記のとおり、令和6年度以降の食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金に係る報告の様式や手続き等を定めたことから、十分に留意の上、実績報告書の提出時に消費者庁に報告されたい。

なお、食品衛生基準に関する科学研究の公正性、信頼性の確保のためには、倫理規定の遵守及び利益相反の適切な管理が極めて重要であることから、研究の推進に当たっては、一層の配慮のもと同指針を遵守されたい。

記

- 1 本報告は、当該年度の研究に関する倫理審査及び利益相反の管理の状況について報告するものであり、当該研究における研究代表者及び研究分担者の全員を対象とする。
なお、研究協力者は報告の対象としないこととする。
- 2 報告に当たっては、別紙に定める様式を使用し、報告の対象となる研究者ごとに、当該研究者が所属する機関の長が作成する。
- 3 報告の提出については、研究代表者が研究分担者に係る報告をとりまとめ、当該研究に関する実績報告書を消費者庁に提出する際に、全研究者分に係る報告を併せて提出すること。